

城下審第 2 号
平成30年 2月 9日

城里町長 上遠野 修 様

城里町下水道審議会
会長 小林 祥宏



流域地区公共下水道の整備計画区域における受益者分担金制度について（答申）

平成29年12月20日付け城里下第246号にて諮問のあった「流域地区公共下水道の整備計画区域における受益者分担金制度について」は本審議会で審議し、その結果をとりまとめましたので、答申いたします。

記

1 審議の結果

下水道施設によって恩恵を受けられるのは、下水道が整備された地域の住民に限られるため、その建設費用の全てを税金から賄うことは、整備されない地域との間に不公平感が生じる原因となる。そのため、下水道施設の受益地の所有者に対して、建設費の一部を負担してもらい受益者負担金・分担金制度（以下、負担金制度）は、公共サービスの公平性の確保という観点から、その存在意義は極めて重要である。

審議の対象区域である増井地区では、道路を跨いで、都市計画の区域が区分されるため、負担金制度を別に定める必要があるが、どちらも同じ流末処理場で処理されることになる。また今後、近隣の増井2区・磯野地区・上入野地区においても同施設への放流を予定して下水道の整備が計画されている。

そのような状況において、生活環境が同じ地域で、同じ汚水処理施設を利用しながら、負担金制度に違いを設けることは、住民に不公平感を与え、行政への不信感を募らせる恐れがある。

そのため、審議の対象区域の負担金制度は、現在の流域地区の負担区である第1負担区と同じ制度を制定することが望ましいと考える。

2 付帯意見

- (1) 新たな負担金制度が適用される区域の住民に対しては、十分な説明を行い、合意形成に努めること。
- (2) 受益者負担の公平性を確保するため、収納率の向上に向けた取り組みを行うこと。
- (3) 社会情勢の変化に伴う受益者の負担を軽減するため、分納や訪問徴収など、住民サービスの向上に向けた取り組みを行うこと。

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成 30年 2月 9日

城里町下水道審議会

会 長 山 井 祥 宏

副会長 大 竹 正 雄

委 員 三 村 孝 信

委 員 小 野 昭

委 員 大 畑 保 孝

委 員 横 山 昇

委 員 富 永 和 朋

委 員 加 藤 不 勝 利

委 員 富 永 郁 夫

委 員 _____

委 員 _____